

# 令和7・8年度測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格審査申請書提出要領

1 受付期間	定期	令和7年2月3日（月）から令和7年2月28日（金）まで
		令和7年6月2日（月）から令和7年6月10日（火）まで
		令和7年9月1日（月）から令和7年9月10日（水）まで
		令和7年12月1日（月）から令和7年12月10日（水）まで
	隨時	令和8年3月2日（月）から令和8年3月10日（火）まで
		令和8年6月1日（月）から令和8年6月10日（水）まで
		令和8年9月1日（火）から令和8年9月10日（木）まで
		令和8年12月1日（火）から令和8年12月10日（木）まで

2 有効期間 定期：令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間

隨時：申請した月の翌月から令和9年3月31日まで

- ・市内業者のみ、令和8年2月（予定）に継続手続きが必要です。

3 申請方法 原則として郵送

- ・提出書類の受付確認が必要な方は、配達証明扱等をご利用ください。市から受付を証明する書類の発送は行いません。返信用封筒又は返信用はがきを同封された場合でも返信は行いません。
- ・郵送の場合は、提出期限日までの消印のあるものが有効です。
- ・提出期限日の翌日以降の申請は受付できません。

（※持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで（土日・祝日を除く。）に提出すること。）

4 提出先 〒743-8501 光市中央六丁目1番1号 光市役所総務部入札監理課

- ・TEL 0833-72-1404（工事監理係）

5 申請様式 光市独自様式

- ・光市独自様式を光市総務部入札監理課ホームページからダウンロードしてください。（参照：下記URL、右記コード）  
(<https://www.city.hikari.lg.jp/soshiki/2/nyusatsu/4061.html>)
- ・国土交通省又は山口県様式に必要書類を追加して提出できます。



6 提出方法 A4フラットファイルで提出（紙・色指定なし）

- ・「7 提出書類一覧」の番号順に書類を綴じて提出してください。
- ・表紙、背表紙に社名を記載してください。

## 7 提出書類一覧（測量・建設コンサルタント等）

番号	市内業者	市外業者	提出書類
1	○	○	競争入札参加資格審査申請書 <span style="float: right;">【様式第1号】</span>
2	○	○	入札参加資格審査申請総括表（2ページ） <span style="float: right;">【様式第2号】</span>
3	○	○	営業に必要な登録通知書又は登録証明書の写し（注意事項※4）
4	○	○	履歴事項全部証明書（写し可）  ※ 申請受付開始日の3箇月前から申請受付期間内に発行されたもの。
5		○	営業所一覧表 <span style="float: right;">【様式第3号】</span>
6	○	○	誓約書（個人の場合） <span style="float: right;">【様式第4号】</span>
7	○	○	使用印鑑届・委任状兼使用印鑑届 <span style="float: right;">【様式第5号】</span>
8	○	○	技術者数調書 <span style="float: right;">【様式第6号】</span>
9	◇	◇	測量法第55条の8第1項の規程に基づく書類の写し又は、現況報告書の写し（2年分）
10	◆1	◆1	業務等実績調書 <span style="float: right;">【様式第7号】</span>
11	◆2	◆2	技術者経歴書 <span style="float: right;">【様式第8号】</span>
12	◆1	◆1	財務諸表
13	○	○	税の未納・滞納がない証明書（写し可）
			(法人) 国税：本社に係る、納税証明書（その3の3証明書） 市税：光市の完納証明書（光市に本社、支店又は営業所を有する場合）  ※ 申請受付開始日の3箇月前から申請受付期間内に発行されたもの。
			(個人) 国税：代表者個人に係る納税証明書（その3の2証明書） 市税：代表者個人に係る光市の完納証明書  ※ 申請受付開始日の3箇月前から申請受付期間内に発行されたもの。
14	○	○	暴力団排除に関する誓約書 <span style="float: right;">【様式第9号】</span>

### 注意事項

- ※1 「○」は、必ず提出しなければならない書類です。
- ※2 「◇」は、測量業者、建設コンサルタント、補償コンサルタント、地質調査業者のいずれかに登録がある場合、登録部門ごとに提出してください。
- ※3 「◆1」及び「◆2」は、番号9「◇」を提出するときは、省略できます。  
ただし、番号9「◇」では技術者名が確認できない場合は番号11「◆2」の提出が必要です。
- ※4 営業に必要な登録通知書又は登録証明書の写し（番号3）は、登録の有効期間が切れた場合、入札参加資格がなくなります。更新後、最新の証明書（通知書）の写しを速やかに提出してください。
- ※5 不足書類があるときは受付できません。